

## 遺産分割申立添付書類等一覧表

### 1 申立てに必要な費用

- 収入印紙 被相続人1人につき、1200円分
- 郵便切手 100円×(当事者数×3) = \_\_\_\_\_枚  
84円×(当事者数×3) = \_\_\_\_\_枚  
50円×(当事者数) = \_\_\_\_\_枚  
20円×(当事者数×3) = \_\_\_\_\_枚  
10円×(当事者数×5) = \_\_\_\_\_枚

※収入印紙及び郵便切手は裁判所で販売していませんので、郵便局等で購入してください。

※当事者数とは、申立人と相手方の合計人数です。申立人に共通の手続代理人が選任されている場合、申立人の数は1人として算出してください。

### 2 申立時の提出書類

- (1) 申立書 (被相続人ごと) \*裁判所用1通、相手方全員の人数分 (写し)  
→申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方全員分用、申立人用の控えを作成してください。\*申立書には「当事者目録」と「遺産目録」を含みます。
- (2) 事情説明書 (遺産分割)
- (3) 送達場所等の届出書 (□変更届出書)
- (4) 進行に関する照会回答書 (遺産分割 申立人用)
- (5) 相続関係図 (適宜の様式で構いません。)
- (6) 戸籍等 (相続人の範囲によって提出する範囲が異なります。なお、法定相続情報一覧図の写しの提出によって代えることもできますが、その場合も必要に応じて、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。)

《注》 同じ戸籍を重複して提出する必要はありません。

《注》 戸籍の原本還付を希望される場合は、原本と一緒に写しを提出(\*)してください。また、郵送による還付を希望される場合には、返送用の封筒に返送料の郵便切手を貼って同封してください。なお、具体的な還付手続については、申立先の家庭裁判所にお問い合わせください。\*原本還付を希望される場合は、必ず、原本提出と同時に写しを提出してください。原本提出時に還付希望がされていない場合は、原本還付をすることができませんので、特にご注意願います。

**【共通】**

- ① 被相続人の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本※1
- ② 被相続人の住民票除票又は戸籍附票（除票）
- ③ 相続人全員の現在戸籍謄本※2
- ④ 相続人全員の住民票又は戸籍附票※2

**【相続人の中に被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合】**

- ① 被相続人の父母の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本※1
- ② 父方及び母方の両方の祖父母の死亡事項が記載されている戸籍謄本※1

**【相続人の中に被相続人の子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合】**

→代襲者とは、被相続人の直接の相続人（子や兄弟姉妹。被代襲者という。）が、被相続人よりも先に死亡している場合に、その直接の相続人（被代襲者）の卑属（子など）のことです。

被代襲者の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本※1

□(7) (遺産に不動産がある場合)

- ① 不動産登記事項証明書※2
- ② 固定資産評価証明書(最新年度のもの)

□(8) (作成されている場合)

- ① 遺言書の写し
- ② 遺産分割協議書の写し

□(9) 遺産に関する資料

- ① 預貯金の通帳・証書・残高証明書・取引履歴の写し
- ② 有価証券や投資信託に関する取引口座の残高報告書の写し
- ③ 不動産評価額の査定書の写し
- ④ その他遺産の内容や評価額が分かる資料の写し

※1→戸籍謄本には、除籍謄本や改製原戸籍謄本の場合をも含みます。

※2→発行から3ヶ月以内のもの。

《注》 このほかにも、事案に応じて書類等をご提出いただくことがあります。

《注》 申立てに関し、ご不明な点がある場合には、申立先の家庭裁判所にお尋ねください。  
ただし、裁判所では法律相談を行っていませんので、法律相談等の判断を要する質問は、その分野の専門家（弁護士、司法書士、税理士等）に相談をしたり、市町村の無料法律相談等を利用してお尋ねください。